平成22年度滋賀県豊郷町職員採用初級試験について

平成22年度滋賀県豊郷町職員採用初級試験を次のとおり行います。

平成22年7月22日

1　試験区分および採用予定人員

試　験　区　分	採用予定人員
一般事務	1　　名

2　受験資格

(1)　学　　歴　　学歴は問いません。

(2)　年　　齢　　平成元年４月２日から平成５年４月１日までに生まれた者

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア　成年被後見人および被保佐人

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　豊郷町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3　第１次試験

(1)　試験日および試験場所

ア　試 験 日　平成22年９月19日（日）

イ　場　　所　滋賀県立彦根東高等学校　（彦根市金亀町4-7）

(2)　試験方法

教養試験（高等学校卒業程度）　10時～12時

択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断推理、数的推理および資料解釈に関する一般知能について筆記試験を行います。

4　第１次試験の結果発表

試験の結果に基づいて合否を決定の上、平成22年10月中旬に豊郷町役場庁舎前の掲示板に受験番号で発表するほか、合格者に通知します。

5　第２次試験

(1)　試験日および試験場所

平成22年11月上旬に行います。日時・場所等は、第１次試験の合格者に通知します。

(2)　試験方法

ア　作文試験

文章による表現能力等について試験を行います。

イ　口述試験

人物についての面接による試験を行います。

6　最終合格者発表

第１次試験および第２次試験の結果に基づいて合否を決定の上、平成 22 年 11 月中旬に豊郷町役場庁舎前の掲示板に受験番号で発表するほか、合格者に通知します。

7　採用および給与

(1)　採用は、平成 23 年４月１日です。

(2)　最終合格者に対しては、後日採用に関しての通知をします。

(3)　給料は豊郷町条例に基づいて支給します。このほか扶養手当、通勤手当、時間外手当、期末手当および勤勉手当等を支給します。

8　受験手続および受付期間

(1)　申込書の請求

申込書は、豊郷町役場総務企画課に請求してください。

郵送で請求する場合は、封筒の表に「初級請求」と朱書し、返信用封筒(角形２号封筒＝33×24ｃｍに、120 円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封して、豊郷町役場総務企画課（〒529-1169 犬上郡豊郷町大字石畑 375 番地）まで送付してください。

(2)　受験の申込み

申込書に必要事項を記入し、豊郷町役場総務企画課人事給与係に提出してください。

申込書を郵送する場合は、封筒の表に「初級受験」と朱書し、返信用封筒(長形３号封筒＝12×23.5ｃｍに、80 円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封して、必ず簡易書留または特定記録郵便等により送付してください。

(3)　受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を交付します。

郵送による申込者には受験票を郵送しますが、平成 22 年８月 20 日（金）までに受験票が到着しないときは、豊郷町役場総務企画課(TEL0749-35-8112)に問い合わせてください。

なお、受験票は受領後、最近６ヶ月以内に撮影した写真を貼って、試験当日に必ず持参してください。

(4)　受付期間

平成 22 年７月 28 日(水)から平成 22 年８月 13 日（金）までの執務時間中（午前８時 30 分から午後５時 15 分まで。ただし、土曜日および日曜日は除く）に受け付けます。

郵送の場合は、締切日（平成 22 年８月 13 日）までの消印のあるものに限り受け付けます。